

可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】

開催要項（大阪会場）

2019年10月11日実施

1. 目的

「可搬型階段昇降機」は、階段がバリアになって外出を妨げられている在宅の被保険者にとって、デイサービス等介護サービスを受ける際はもちろんのこと、通院・散歩等の機会を確保し、さらには利用者の生活の質を高める福祉用具として、また、介助者（操作者）にとっては腰痛予防効果のある福祉用具である。ただし、操作を誤ると利用者を転落させる事故につながる可能性があり、昇降操作には操作技術が要求されることから、介護保険制度では、『階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること』並びに『当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行うこと』が、福祉用具専門相談員に義務付けられたところである。

以上により、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、安全指導員という。）講習は、家族等が「可搬型階段昇降機」を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具専門相談員を養成することを目的とする。

本講習は可搬型階段昇降機安全指導員講習のうち基礎講習を行うものとする。

2. 主催

公益財団法人テクノエイド協会

3. 共催

可搬型階段昇降機安全推進連絡会

4. 講習内容

可搬型階段昇降機を提供するうえで必要な知識を学ぶ、座学及び修了試験を含む4時間程度のカリキュラムで実施する。【別紙1参照】

5. 受講条件

講習受講者の条件は特に設けないものとする。

※ただし、安全指導員資格認定の際には本講習の修了以外の条件が課せられます。
(詳しくは P7【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】を参照)

6. 講習実施日時と会場

- (1) 日 時：2019年10月11日(金) 10:00～16:00
- (2) 会 場：株式会社ウィズ 9階会議室
大阪市西区立売堀1-9-33
- (3) 募集定員：60名(予定)

7. 申込方法及び受講決定

- (1) 本講習の受講を希望する方は、P5「可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】(2019年10月11日大阪会場)受講申込書」を申込締切日までに公益財団法人テクノエイド協会へFAXでお申込み下さい。
- (2) 申込先・お問い合わせ
公益財団法人テクノエイド協会 担当：湯浅
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4F
TEL 03-3266-6884 FAX 03-3266-6885
- (3) 受講申込締切日
2019年9月9日(月)(必着)

※ 受講希望者が定員を超過した場合は、調整させていただきます。

- (4) 受講決定について
受講決定者には公益財団法人テクノエイド協会より2019年9月中旬に受講決定通知書、受講票を送付いたしますので、受講料をお支払いください。なお、受講票は当日会場へお持ち下さい。
また、受講できない方にもその旨ご連絡いたします。

8. 講習受講費用等

- 基礎講習受講料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円
(受講決定後お支払いください)
- 「可搬型階段昇降機安全指導員講習テキスト 改訂版」
(基礎講習時に使用します。受講決定通知書をお送りする際に「テキスト申込書」を同封いたしますので、ご購入の手続きをしてください。)

9. 基礎講習修了試験再受験について

2018年度基礎講習修了試験において、当協会が定める修了試験合格判定基準に達していない方は、初回の修了試験の日から1年以内1回に限り再受験出来ます。(受験料は必要ありません。)

再受験をご希望の方は、P5「可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】(2019年10月11日大阪会場)受講申込書の余白部分に『再受験』とご記入の上、2019年9月9日(月)までに公益財団法人テクノエイド協会へFAXでお申込みください。

2018年度以前の方で、再受講をご希望の方は、その旨ご記入の上、所定の方法でお申込みください。(ただし、再受講料2,500円(半額)が必要となります。)

10. 基礎講習修了証書の交付

基礎講習において全科目を履修し、基礎講習修了試験結果が当協会の定める合格判定基準に達した者を基礎講習修了者とし、当協会理事長名による可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)修了証書を発行します。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本講習申込者に関する個人情報は、受講承認に係る作業(受講の可否、通知送付等)のみに使用します。
- (2) 本講習受講者に関する個人情報は、講習事業運営に係る作業(受講者名簿の作成、資料の送付、履修状況管理、修了証書の交付等)及び統計資料の作成等のみに使用します。
- (3) これらの個人情報は、公益財団法人テクノエイド協会及び可搬型階段昇降機安全推進連絡会が適切に管理し、上記以外の目的での使用や、本人の了承なく第三者に提供することはありません。

可搬型階段昇降機安全指導員講習

基礎講習

【2019年10月11日 大阪会場】

内 容	時 間	
オリエンテーション	10:00～10:15	15分
可搬型階段昇降機安全指導員の役割と心構え	10:15～11:05	50分
休憩 11:05～11:15		
可搬型階段昇降機とは	11:15～11:55	40分
適用範囲と条件	11:55～12:25	30分
休憩 12:25～13:30 ※13:10～ 可搬型階段昇降機デモンストレーションを行います。ご希望の方はご参加ください。		
貸与までの手順	13:30～14:30	60分
休憩 14:30～14:40		
事故と安全対策の考え方	14:40～15:20	40分
休憩 15:20～15:30		
可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習) 修了試験	15:30～16:00	説明・配布:5分 試験時間:25分

【会場案内図】

地図 地下鉄四つ橋線・中央線・御堂筋線 本町駅
22番・23番出口より徒歩5分（約500m）



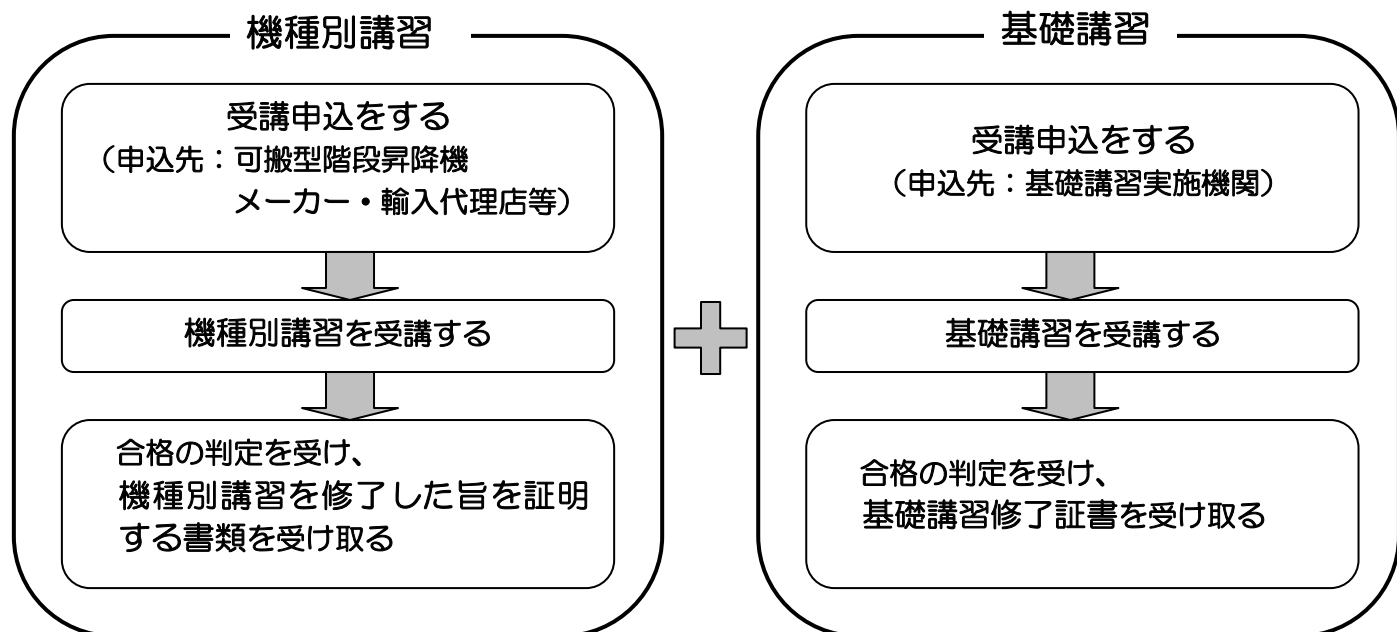
株式会社ウイズ 9階会議室
大阪府大阪市西区立売堀1-9-33

<可搬型階段昇降機安全指導員資格取得の流れ>

※機種別講習、基礎講習の受講順序は問いません。

機種別講習は費用がかかります。
詳細は各社にお問い合わせ下さい。

基礎講習受講料 5,000 円



※可搬型階段昇降機安全指導員講習テキストP41の「操作者の条件」①～⑦に該当しない方は、機種別講習が受講できない場合もあります。事前にメーカーにお問い合わせください。

※機種別講習を受講合格してから2年以内に申請を行わない場合、機種別講習を修了した旨を証明する書類は無効となります。

両講習を修了後 可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請を行う
(申請先: 公益財団法人テクノエイド協会)

- 提出書類:
- ①資格認定申請書
 - ②機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し (※交付から2年以内のもの)
 - ③基礎講習修了証書の写し
 - ④実務経歴証明書
 - ⑤「車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類
 - ⑥安全指導員資格証用顔写真
 - ⑦認定事務手数料振込領収書の写し

申請費用: 認定事務手数料として 3,000 円

※申請方法の詳細については

「可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得方法」をご参照ください

可搬型階段昇降機安全指導員資格証取得

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定の申請について

1. 可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

公益財団法人テクノエイド協会（以下、「当協会」という。）は下記の①～④全ての条件を満たした方からの申請に対し、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、「安全指導員」という。）として資格認定を行います。（安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。）

- ① 現在、福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に2年以上従事していること
- ② 車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること※1
- ③ 機種別講習を受講し、合格の判定を受けること※2
（機種別講習を修了した機種のみ操作指導が可能となります。）
- ④ 基礎講習を受講し、修了試験に合格し修了証書があること

※1

車いすの取扱いや移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルとは、以下 i～ivのいずれかに該当する者をいう。

- i) 福祉用具プランナー研修修了者（公益財団法人テクノエイド協会等が実施）
- ii) 福祉用具選定士講習会修了者（社団法人日本福祉用具供給協会が実施）
- iii) 上記のほか、実習・実技形式で車いすの取扱い及び移乗介助に関する研修で指導を受けた者

【該当する主な研修】

リフトリーダー養成研修、介護職員初任者研修、介護実習・普及センター、可搬型階段昇降機安全推進連絡会会員企業等が主催する実習・実技形式の「車いす」及び「移乗」に関連する研修会等

【該当しない研修】

福祉用具専門相談員指定講習、福祉用具供給事業従事者研修会

- iv) その他の資格（介護福祉士等）を所持し、上記 i～iii に準ずるレベルを有する者

【該当する主な資格】

介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、旧ホームヘルパー2級以上等の資格

【該当しない資格】

社会福祉士、福祉住環境コーディネーター

※2

機種別講習を受講し合格判定を受けてから 2年以内に安全指導員の資格認定申請を行わなければ、機種別講習の合格判定が取り消され、再度機種別講習を受講し合格する必要がある。（機種別講習の合格判定の有効期限が合格証公布日より2年間）

2. 安全指導員の資格認定申請方法

前述の認定条件を満たし、安全指導員の資格認定を受けようとする方は当協会へ資格証の交付手続きを行ってください。

(1) 資格認定申請書類一式を当協会へ提出

下記の①～⑦の書類を郵送してください。(毎月 5 日必着締切り月末発行)

- ① 資格認定申請書 (当協会指定様式)
- ② 機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し
可搬型階段昇降機安全推進連絡会会員企業が交付したもの
※交付日から2年以内のもの
- ③ 基礎講習修了証書の写し (当協会が交付したもの)
- ④ 実務経歴証明書 (当協会指定様式)
- ⑤ 『車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること』を証明する書類の写し
前項「※1」に該当する研修の修了を証明する書類や資格の取得証明書の写し。
- ⑥ 安全指導員資格証用顔写真
正面、上半身無帽で頭部全体が写っているもので、背景が写っていないもの。(模様のない壁などを背にするのは可)
JPEG の画像データとし、CD-ROM 等、記録メディアに保存したもの。(ファイル名は申請者名をとしてください。)
- ⑦ 認定事務手数料振込領収書の写し
(認定事務手数料は 3,000 円/お一人様 1 回の申請につき)